

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号) . . . . . 1

○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号) . . . . . 9

改正案

		<p>（適用除外）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスである二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充填機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの</p> <p>八・九（略）</p>	
<p>第四条（略）</p> <p>ガスの種類</p> <p>一 二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p>	<p>法第五条第一項第二号の政令で定める値</p>	<p>法第五条第二項第二号の政令で定める値</p>	

現行

		<p>（適用除外）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充填機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであつて、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のものうち、経済産業大臣が定めるもの</p> <p>八・九（略）</p>	
<p>第四条（略）</p> <p>ガスの種類</p> <p>一 フルオロカーボン（不活性のものに限る。）</p>	<p>法第五条第一項第二号の政令で定める値</p> <p>五十トン</p>	<p>法第五条第二項第二号の政令で定める値</p> <p>二十トン</p>	

二 (略)	(略)	(略)
-------	-----	-----

(政令で定める種類の高圧ガス)

2 第七条 (略)

高圧ガスの種類	数量
(略) 液化石油ガス(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二十二條において「液化石油ガス法」という。)第二條第二項の一般消費者が消費するものを除く。)	(略) 質量 三千キログラム(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第百四十四号)第二條各号に掲げる者が消費する液化石油ガスの貯蔵設備にあつては、一万キログラム)

(都道府県知事と都道府県公安委員会との関係等)

第十七條 法第七十四條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる許可をし、届出を受理し、又は許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。

都道府県知事 法第五條第一項若しくは 当該都道府県知

二 フルオロカーボン(不活性のもの)を除く。(及びアンモニア)	五十トン	五トン
---------------------------------	------	-----

(政令で定める種類の高圧ガス)

2 第七条 (略)

高圧ガスの種類	数量
(略) 液化石油ガス(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二條第二項の一般消費者が消費するものを除く。)	(略) 質量 三千キログラム(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第百四十四号)第二條各号に掲げる者が消費する液化石油ガスの貯蔵設備にあつては、一万キログラム)

(都道府県知事と都道府県公安委員会との関係等)

第十七條 法第七十四條第一項の規定により、都道府県知事は、次の表の上欄に掲げる許可をし、届出を受理し、又は許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。

(新設) 法第五條第一項若しくは 当該都道府県知

<p>第十六条第一項の許可、 法第五条第二項、第十七 条の二第一項、第二十条 の四、第二十一条、第二 十四条の二第一項若しく は第二十四条の四第二項 の規定による届出又は法 第三十八条第一項の規定 による許可の取消し</p>	<p>液化石油ガス又は液化天 然ガス（冷凍に係る製造 のための施設その他経済 産業省令で定める施設内 におけるものを除く。以 下この条において同じ。） に係る法第五条第一項 若しくは第十六条第一項 の許可、法第五条第二項 、第十七条の二第一項、 第二十条の四、第二十一 条第一項、第二項、第四 項若しくは第五項、第二 十四条の二第一項若しく は第二十四条の四第二項 の規定による届出又は法 第三十八条第一項の規定 による許可の取消し</p>
<p>事が所轄する都 道府県公安委員 会</p>	<p>当該許可、届出 又は許可の取消 しに係る者の事 業所、貯蔵所又 は販売所の所在 地を管轄する消 防長（消防本部 を置かない市町 村にあつては、 市町村長。以下 この条において 同じ。）及び当 該事業所、貯蔵 所又は販売所が 海域に係るもの である場合には 、その所在地を 管轄する管区海 上保安本部長</p>

<p>第十六条第一項の許可、 法第五条第二項、第十七 条の二第一項、第二十条 の四、第二十一条、第二 十四条の二第一項若しく は第二十四条の四第二項 の規定による届出又は法 第三十八条第一項の規定 による許可の取消し</p>	<p>液化石油ガス又は液化天 然ガス（冷凍に係る製造 のための施設その他経済 産業省令で定める施設内 におけるものを除く。） に係る法第五条第一項若 しくは第十六条第一項の 許可、法第五条第二項、 第十七条の二第一項、第 二十条の四、第二十一条 第一項、第二項、第四項 若しくは第五項、第二十 四条の二第一項若しくは 第二十四条の四第二項の 規定による届出又は法第 三十八条第一項の規定に よる許可の取消し</p>
<p>事が所轄する都 道府県公安委員 会</p>	<p>当該許可、届出 又は許可の取消 しに係る者の事 業所、貯蔵所又 は販売所の所在 地を管轄する消 防長（消防本部 を置かない市町 村にあつては、 市町村長。以下 同じ。）及び当 該事業所、貯蔵 所又は販売所が 海域に係るもの である場合には 、その所在地を 管轄する管区海 上保安本部長</p>

<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）の長</p>	<p>第七条第一項各号に規定する高压ガスに係る法第二十四条の二第一項又は第二十四条の四第二項の規定による届出</p> <p>法第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可、法第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四、第二十一条、第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の四第二項の規定による届出又は法第三十八条第一項の規定による許可の取消し</p> <p>液化石油ガス又は液化天然ガスに係る法第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可、法第五条第二項、第十七条の二第一項、第二十条の四、第二十一条、第二項、第二十条の四、第二十一条第一項、第二項、第四項若しくは第五項、第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の四第二項の規定による届出又は法第三十八条第一項の規定による許可の取消し</p>	<p>当該届出に係る者の事業所の所在地を管轄する消防長</p> <p>当該指定都市の区域を管轄する都道府県公安委員会</p> <p>当該許可、届出又は許可の取消しに係る者の事業所、貯蔵所又は販売所の所在地を管轄する消防長及び当該事業所、貯蔵所又は販売所が海域に係るものである場合には、その所在地を管轄する管区海上保</p>
--	--	---

(新設)	<p>第七条第一項各号に規定する高压ガスに係る法第二十四条の二第一項又は第二十四条の四第二項の規定による届出</p>	<p>当該届出に係る者の事業所の所在地を管轄する消防長</p>
(新設)		(新設)

第七條第一項各号に規定する高圧ガスに係る法第二十四條の二第一項又は第二十四條の四第二項の規定による届出	安本部長 当該届出に係る者の事業所の所在地を管轄する消防長
---	----------------------------------

2 第十八条 (都道府県又は指定都市が処理する事務)  
(略)

- 2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。
- 一 乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状の交付並びにこれらの製造保安責任者免状に関する法第三十条及び第三十一条第二項に規定する事務 都道府県知事
  - 二 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十一条第二項に規定する事務 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
    - イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器を製造する容器製造業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事
    - ロ 当該容器を製造する容器製造業者の事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長
  - 三 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項(同項の指定に係る部分を除く。)、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。) 次のイ又はロに掲

(新設)	(新設)
------	------

2 第十八条 (都道府県が処理する事務)  
(略)

- 2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。
- 一 乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状の交付並びにこれらの製造保安責任者免状に関する法第三十条及び第三十一条第二項に規定する事務
  - 二 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十一条第二項に規定する事務
  - 三 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項(同項の指定に係る部分を除く。)、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。)

げられる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

四 容器再検査に関する法第四十九条第一項、第三項及び第四項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。） 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器再検査に係る容器の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

五 容器検査所の登録に関する法第四十九条第一項に規定する事務 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該容器検査所の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

六 内容積五百リットル以下の容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に係るものを除く。） 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該附属品の所在地を管轄する都道府県知事

四 容器再検査に関する法第四十九条第一項、第三項及び第四項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）

五 容器検査所の登録に関する法第四十九条第一項に規定する事務

六 内容積五百リットル以下の容器に装置されている附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置されている附属品に係るものを除く。）

ロ 当該附属品の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

七 附属品再検査に関する法第四十九条の四第一項及び第三項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器の附属品に係るものを除く。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該附属品再検査に係る附属品の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該附属品の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

八 法第五十条第三項及び第四項、第五十二条第二項及び第四項、第五十三条並びに第五十六条の二に規定する事務 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該事務に係る容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該事務に係る容器検査所の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

3 (略)

4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項各号に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

(権限の委任)

第十九条 (略)

一 三 (略)

七 附属品再検査に関する法第四十九条の四第一項及び第三項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器の附属品に係るものを除く。）

八 法第五十条第三項及び第四項、第五十二条第二項及び第四項並びに第五十三条に規定する事務

九 法第五十六条の二に規定する事務

3 (略)

4 第一項及び第二項の場合においては、法中当該各項各号に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第十九条 (略)

一 三 (略)



四 内容積が五百リットルを超える容器及び内容積五百リットル以下の鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による権限

五〇八 (略)

2・3 (略)

(都道府県知事が処理することが適当な事務)

第二十二條 法第七十九條の三の政令で定める事務は、同條に規定する都道府県知事が処理することとされてゐる事務のうち、次の各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものとする。

一 高压ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高压ガスの処理量その他の高压ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所

二 液化石油ガス法第二条第四項に規定する供給設備のうち、同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの (第五号において単に「供給設備」という。)

三 液化石油ガス法第二条第五項に規定する消費設備

四 液化石油ガス法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設

五 液化石油ガス法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの

四 内容積が五百リットルを超える容器及び内容積五百リットル以下の鉄道車両に固定する容器に装置されている附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による権限

五〇八 (略)

2・3 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（容器検査所の登録で課税するものの範囲）            第十七条 法別表第一百二号(三)に規定する政令で定める登録は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九条第一項（容器再検査）の登録で、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項（都道府県又は指定都市が処理する事務）の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市の長が行うこととされる事務（同令第十八条第二項第五号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。</p>	<p>（容器検査所の登録で課税するものの範囲）            第十七条 法別表第一百二号(三)に規定する政令で定める登録は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九条第一項（容器再検査）の登録で、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項（都道府県が処理する事務）の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（同項第五号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。</p>